

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景や趣旨

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要です。

このような状況下で、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため平成15年に「次世代育成支援対策推進法¹」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定されるとともに、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定されました。以上の「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度²」が創設され、子どもの教育、保育、子育て支援の推進を図ることとしています。

子ども・子育て支援新制度における「子育てをめぐる現状と課題」

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意志を持っており、希望子ども数も2人以上
 - ・家族、地域、雇用等子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- 子ども・子育て支援が量・質ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 子ども・子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の充実

¹次世代育成支援対策推進法：地方公共団体及び事業主に対し、国の指針に基づく子育て支援のための行動計画の策定を義務づけ、国・地方公共団体・企業が一体となって次世代育成支援対策に集中的・計画的に取り組む内容を定める。平成15年7月制定。平成27年から平成37年まで10年間延長された。

²子ども・子育て支援新制度：2ページ、コラム参照。



子ども・子育て支援新制度とは？

急速な少子化の進行や深刻な待機児童問題等、子ども・子育てをめぐる様々な課題の解決を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。

この3つの法律に基づき、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の一層の充実、待機児童の解消等を目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されます。

新制度では、幼稚園等での幼児教育と、保育を必要とする子どもへの保育を個人の権利として保障するために、子どものための教育・保育給付制度が導入されます。

幼稚園、保育所、家庭的保育事業等を利用した場合、その費用に関し、公費から給付が受けられるようになります。

また、子どものための現金給付である児童手当は、中学校に入る前までの児童に対して現金で手当てされるものです。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められた以下の13事業であり、就労の有無に関わらず、すべての子育て家庭を対象に地域の実情に応じて実施される事業です。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、市が子ども・子育て支援制度の実施主体となり、地域のニーズに応じた量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ事業計画を作成し、計画的に教育・保育及び地域子ども子育て支援事業を実施します。

新制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

(小学校に入る前までの子対象)

施設型給付

(幼稚園・保育所・認定こども園)

地域型保育給付

(小規模保育・家庭的保育
・事業所内保育・居宅訪問型保育)

子どものための現金給付

(中学校に入る前までの子対象)

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

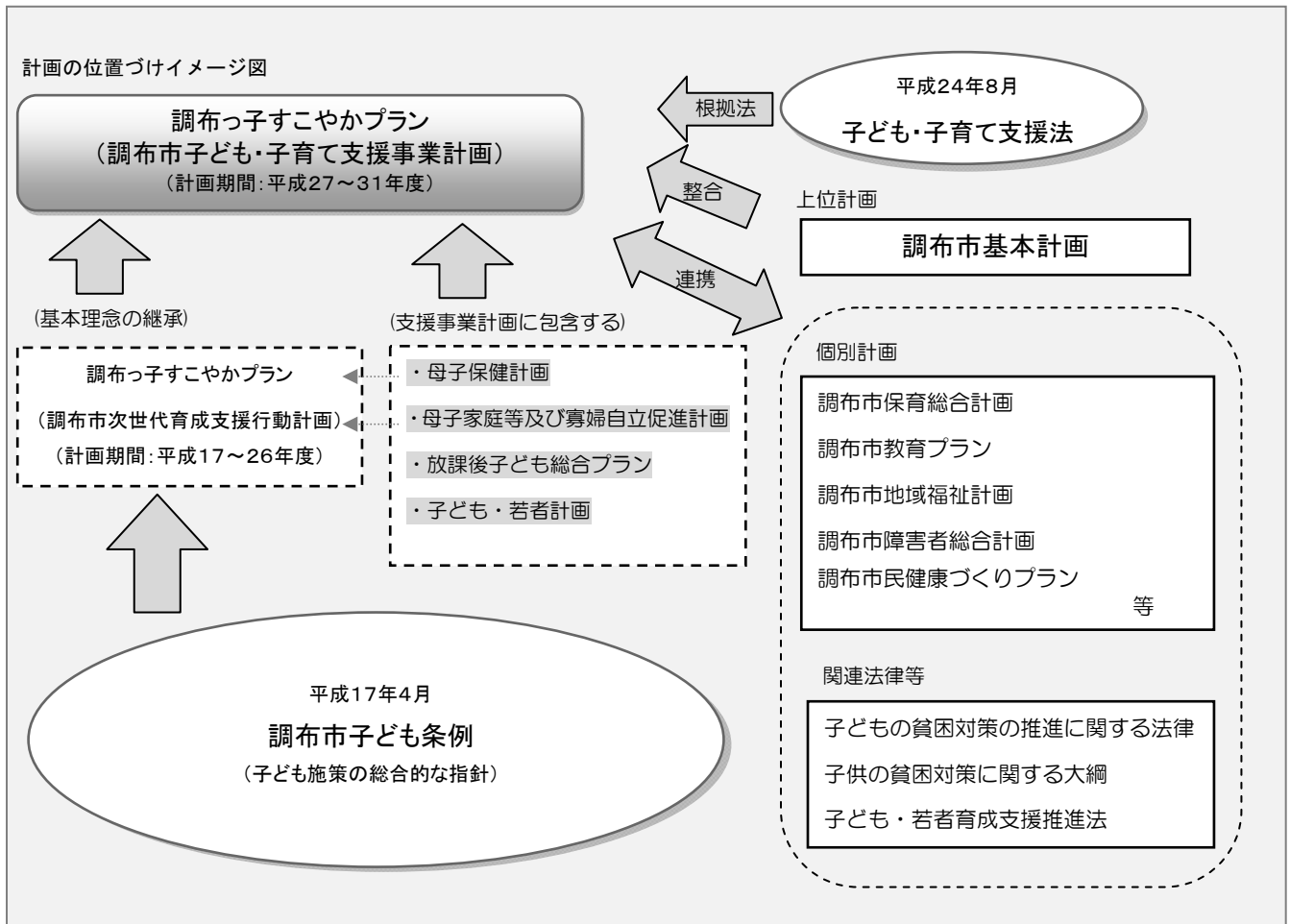
- 1) 利用者支援に関する事業 <新規>
- 2) 時間外保育事業(延長保育事業)
- 3) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
- 4) 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- 5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)
- 6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- 7) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)
- 8) 一時預かり保育, 子育て短期支援事業(トワイライトステイ), 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
- 9) 幼稚園の預かり保育
- 10) 病児保育事業(病児・病後児保育)
- 11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)
- 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2 計画の位置づけ

調布市では、「子どもは調布の宝、未来への希望」として地域社会全体で育てていきたいという願いを込めて、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である「調布市子ども条例」を制定し、平成17年4月から施行しています。この「調布市子ども条例」の理念を具現化するため、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度から「調布っすこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）」を策定し、子どもや子育て家庭を総合的に支援する事業を展開してきました。

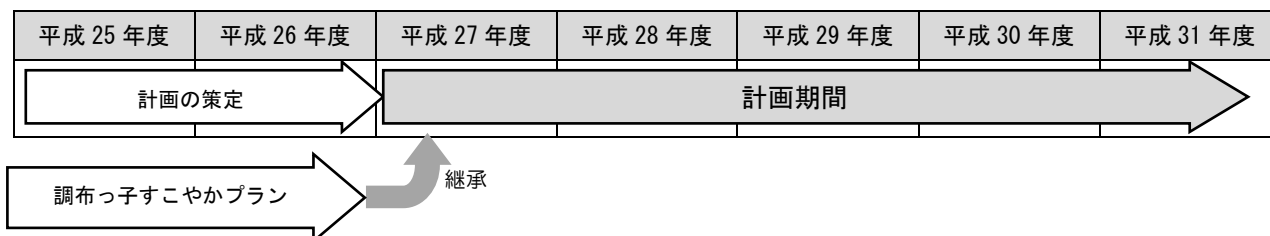
これまで取組を進めてきた「調布っすこやかプラン」の基本的な考え方等を、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画である本計画に継承していきます。

本計画は「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」及び「母子保健計画」、「放課後子ども総合プラン」、「子ども・若者計画」を包含するとともに、待機児童対策（調布市保育総合計画）や障害児(者)支援や教育環境の整備等の取組を含めて、子ども・子育て支援施策を展開する計画です。上位計画である「調布市基本計画」との整合を図りながら、調布市が策定したさまざまな計画、関連法律等と連携を図り推進していきます。



3 計画期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。



4 計画の対象

この計画の対象は、おおむね18歳未満のすべての子どもと子どもを育てる家庭・地域・企業・団体とします。なお、施策・事業によって対象年齢が設定されているものがあります。

5 計画策定にあたって

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、「子ども・子育て支援法」第77条第1項の規定に基づき、公募による市民の代表、子育て支援事業者、学識経験者等で構成する「調布市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

(2) 現在の利用状況及び利用希望の把握

本計画の策定のため、幼児期の学校教育及び保育の施設、地域の子ども・子育て支援事業等の「需要見込み量」の設定に必要な現在のサービスの利用状況及び今後の利用希望（潜在的ニーズ）等を把握し、計画の基礎資料とするため、以下の調査を行いました。

調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

調査の種類	対象年齢(学年)	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者用	0～5歳児	2,295	1,412	61.5%
小学生児童の保護者用	小学校1～6年生	1,615	919	56.9%
中高生用	中高生世代	1,447	649	44.9%